

# 4月から市の組織を一部変更します

福祉に関するどんな困りごとでも  
まるごと相談できる窓口を  
社会福祉課に新設!

介護、障がい、子育て、生活の困窮といった、分野ごとの縦割り支援では対応が難しかった「8050問題」や「ダブルケア」など、複雑な悩みを抱える方々の「どこに相談すればいいのか分からない」という声に応えるため、どんな困りごとでもまるごと相談できる窓口を社会福祉課に新設します。

☎ 伊奈庁舎社会福祉課 (内線 4101)

## 【相談窓口一覧】

相談内容	相談窓口	所在地	連絡先
介護	地域包括支援センター	伊奈庁舎5番窓口	☎ 0297 - 58 - 2111
	介護福祉課		
障がい	障がい者基幹相談支援センター	伊奈庁舎6番窓口	
	社会福祉課		
子育て	おやこ・まるまる サポートセンター	みらい平市民センター 2階	☎ 0297 - 44 - 8822
	生活の困窮	くらしとしごとの相談センター	小絹 171 - 1
(新設) 福祉に関する複雑な悩み	社会福祉課	伊奈庁舎6番窓口	☎ 0297 - 58 - 2111

※成年後見支援センターは、伊奈庁舎からセイワ楽器きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館に移転します。

※国保年金課は、5番窓口から4番窓口に変更になります。

## 市長公室に「みらい創生課」を新設!

地方創生に関する業務を集約し、業務の効率化を図ります。

☎ 伊奈庁舎総務課 (内線 2107)

### 【旧】

部名	課名	係名
市長公室	(廃止) 行政経営デジタル戦略課	行政経営係
		デジタル政策係
		情報システム管理係

### 【新】

部名	課名	係名
市長公室	(新設) みらい創生課	地方創生推進係
		デジタル政策係
		情報システム管理係

※分掌事務の見直しにより、行政経営係は企画政策課に所管を移します。

## ひとり親家庭 ファミリーサポートセンター 利用料を助成します!

4月スタート!



ひとり親家庭の就労支援と育児の負担軽減を目的に、ファミリーサポートセンター利用料の一部を助成します。※令和8年4月以降の利用分が対象となります。

ファミリーサポートセンターについて、詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶対象：下記のすべてを満たす方

○つくばみらい市ファミリーサポートセンター事業の利用会員の方

○センター事業の利用日において、市内に住所のあるひとり親家庭の方

▶対象費用：つくばみらい市ファミリーサポートセンター利用に伴い協力会員に支払う報酬 ※キャンセル料、交通費、食事代などの実費分は対象外

▶助成額：1カ月の利用料の1/2 ※上限額は1カ月あたり1万円

▶必要書類：市ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用料助成申請書、援助活動報告書、申請者の戸籍謄本（児童扶養手当証書番号により、ひとり親家庭であることが確認できる場合は、省略することができます）

▶申請期間：センター事業を利用した日の翌月1日から1年以内（例）令和8年4月10日にセンター事業を利用した場合、令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

▶提出先：下記問い合わせ先まで

☎ 〒300 - 2358 つくばみらい市陽光台3丁目9-1  
みらい平市民センター2階 おやこ・まるまるサポートセンター ☎ 0297 - 44 - 8822